

新潟市教育委員会 令和8年6月 定例会会議録				
日 時	令和8年6月26日(金) 午後3時30分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	夏 目 久 義			
出席委員 (8名)	石 坂 学		出席委員	和 田 有 子
	神 林 むつみ			立 松 有 美
	小 見 直 樹			池 主 透 子
	渡 部 雄一郎		欠席委員	
	高 橋 誠 一			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (5名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	丸 山 明 生		
	教 育 次 長	山 本 正 雄		
	教 育 総 務 課 長	梅 田 綾 里		
	学 校 支 援 課 長	内 藤 浩 悟		
	教 育 総 務 課 補 佐	戸 塚 剛		
他部署 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後 3 時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (0 件)		
報告 (5 件)	新潟市立小中学校児童生徒・学級数推計について	
	新潟市立新星中学校(夜間中学)の校章作成方針について	
	部活動遠征及び校外学習等に係る実調査及び地域クラブ活動における大会等の移動手段の実態調査について	
	令和9年度使用教科用図書調査員の委嘱について	
	学校適正配置の状況と今後の取組について	
協議会 (0 件)		

第1 開会宣言

○教育長

午後 3 時 30 分 開会を宣言する。

これより 6 月教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、許可することで決定します。

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第 1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に渡部委員及び高橋委員を指名します。

第 2 報告

○教育長

次に、日程第 2 報告に入ります。

はじめに、新潟市立小中学校児童生徒・学級数推計について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

教育総務課でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料、報告 1 ページをご覧ください。

1 児童数・生徒数・学級数推計についてです。令和 8 年度の市立小中学校の児童生徒数ですが、令和 7 年度と比較すると、小学生は 1,303 人、中学生は 181 人の減少となっております。

住民登録上の実数値をもとに算出した 6 年後、令和 14 年度の推計では、小学生は 5,293 人、中学生は 1,812 人の減少を見込んでおります。特に小学校については、約 16%の減少となっており、近年の少子化の影響が強く出ているものと考えられます。

次に、2 行政区別児童生徒数推計についてです。この線グラフは、令和 14 年度までの行政区別の児童生徒数推移を表したのですが、江南区が比較的緩やかに見えますけれども、全体的に右肩下がり減少の傾向が明らかです。中でも、東区、中央区、西区については児童生徒数が多いということも踏まえて、非常に減少幅が大きく見えるようなかたちとなっております。

次に、裏面となります。報告 2 ページをご覧ください。

3 小規模校・大規模校の推移です。この表は、令和 8 年度と令和 14 年度の小・中学校における小規模校、大規模校を一覧にしたものです。

はじめに、適正規模についてですが、本市では「多様な考え方に触れ、コミュニケーションを通じた学びにより資質・能力を育むことが望ましい」と考え、本市の基本方針により、小学校では 12 から 24 学級、中学校では 9 から 18 学級を適正規模と考えております。

小学校においては、大規模校が令和 7 年度に 4 校あったものが、令和 8 年度には 2 校に、令和 14 年度には大規模校がなくなることを想定しております。

次に、小規模校の状況です。小規模校のうち 6 学級以下の学校は、令和 8 年度は 33 校、令和 14 年度には 32 校となる見込みであり、一見減っているように見えますが、グレーで着色した部分でございますけれども、統合により閉

校が決定している学校を含めると増加しているということが分かります。また、複式学級を編制する学校については、今年度は5校ですが、令和14年度には10校に増加する見込みとなっております。

小規模校については、多くの学校で、全体の減少幅16%を大きく上回る児童数の減少が見込まれており、緊急性が高いものと認識しております。

中学校については、全体の傾向として生徒数が小学校ほど減少してはいませんが、大規模校は確実に減少していく見込みとなっております。

次に、報告3ページから5ページ目でございますが、こちらは各小・中学校の児童生徒数と学級数の推計値を、行政区順に一覧とした資料となっております。

今ほどご説明した大規模校、小規模校以外においても、現在は適正規模であっても今後6年間で急速に児童数が減少する学校もあることから、そのようなところも注視していく必要があると考えております。

報告の6ページ、7ページ、A3横の資料でございます。こちらについては、左側、令和8年度と、右側、令和14年度における各小中学校を学級数別に並べた一覧となっております。緑色の網掛け部分が適正規模となっている学校、上下の白枠部分の学校が、上は大規模校、下は小規模校となり、現状と6年後の比較を見える化したものです。全体的に下の方向に推移していくということが分かります。

教育委員会では、急激な児童数の減少に伴い複式学級となっている学校及び、今後複式学級が見込まれる学校を中心に、今後の学校のあり方について、保護者や地域の皆様と協議を行っております。

これらの資料は学校別の内訳も含め、本日のご報告を経て、市ホームページで公表する予定となっております。説明は以上でございます。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

では、私から1つお願いします。予想された変化と異なるような様子が見られた学校区はないでしょうか。例えば、その後大きな開発が加わったとか、そういうところは特段ないでしょうか。

○教育総務課長

現状では大きく傾向と異なるような学校というのは確認しておりません。

○教育長

分かりました。ほかによろしければ次の報告にまいります。

次に、新潟市立新星中学校(夜間中学)の校章作成方針について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

引き続き、教育総務課でございます。私からは、新潟市立新星中学校(夜間中学)の校章の作成方針についてご報告させていただきます。

先月の定例会にて、学校の設置にあたり、新潟市立中学校条例の条例改正議案についてお諮りをしたところですが、6月市議会にて条例改正議案の議決後、校章の作成に取りかかる必要があることから、その作成方針についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料、報告の8ページでございます。

1 作成方針をご覧ください。新星中学校の校章作成にあたっては、新星中

学校にふさわしい校章デザインを広く募るため、公募としてまいりたいと思います。

2 公募を採用した理由です。こちらに記載の通り、公募によって多様なデザインの提案を受けることができるという他に、今後入学者になり得る方々も含めて、広く市民に新星中学を知っていただく機会としてまいりたいと思います。

次に、3 の(1)選定・作成手順です。校章の作成については、公募により集まった校章デザインの中から、選定基準に基づき、事務局にて5案程度に絞り込みをしたいと考えております。その後、絞り込んだ校章デザインについて、インターネットによる決選投票を行い、最多得票の校章デザインを基に、新星中学校の校章を作成してまいります。

なお、選定基準につきましては、報告 10 ページとなりますが、4 の部分にお示しておりますデザインテーマに沿っており、5 にお示しています作成要領を満たしているかどうかということを基準にしたいと考えています。

資料は報告の 8 ページにお戻りいただきたいと思います。

3 の(2)校章決定までのスケジュールです。校章デザインの募集期間を、来月 6 日から 8 月 14 日までとし、決選投票を 9 月 7 日から 9 月 30 日までの期間で実施をいたします。その後、補正等の必要作業を経て、11 月下旬に校章発表した後、校旗の作成などにも取りかかる予定としております。

なお、賞金ですとか副賞などは儲けておりませんが、最終的に選ばれた校章デザインを応募してくださった方にご相談をした上で、校章とともにお名前の公表をさせていただきたいと考えております。

教育総務課からの説明は以上でございます。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

では、また私から 1 つお願いします。報告 8 ページの 1 番下にある校旗と校章旗は別のものですか。校旗と校章旗はどちらも旗ですよね。

○教育総務課長

校章につきましては旗にもなりますが、学校の様々な用途として使ってまいります。

○教育長

いや、そうなのですが、校旗という旗と校章旗という旗を 2 つ作るのですかと聞いているのですが。

○石坂委員

そうです。別に作るのです。入学式とかそういう時に棒に付けて使う旗が校旗、校名旗とか校章旗という言い方をする旗は、よくポールに付いているような、日の丸のようなイメージです。

○教育長

ステージの後ろに日の丸と並べて付けるみたいな。

○石坂委員

はい。そういう旗を言うのではないかと思います。

○教育総務課長

申し訳ありません。ありがとうございます。

○教育長

ほかにはいかがですか。よろしければ次へまいります。

次に、部活動遠征及び校外学習等に係る実調査及び地域クラブ活動における大会等の移動手段の実態調査について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

本日お配りした 2 枚の資料がありますでしょうか。

先月の定例会でもご報告した通り、北越高等学校磐越道でのバス事故に関わり調査を行いましたので、中間報告ではありますがご説明いたします。あくまで確定ではないことをご了承いただければと思います。

はじめに、部活動等校外活動における移動の安全確保についての実態中間調査結果をご覧ください。

調査は、調査 1 から調査 3 まであります。調査 1 の対象は、令和 7 年度中体連や、吹奏楽連盟主催の県大会以上の出場校です。裏面の調査 2、3 は全ての学校園を対象に行いました。

結果概要です。まず調査 1「部活動大会等の移動手段等」についてです。1 の計画作成・共有、そして 2 の連絡体制の共有は、括弧内の評価の通り、ほぼ定着していると言えそうです。

3 の移動手段に関しては、主な手段は貸切バスやマイクロバス、緑ナンバーが 35%でした。その他、保護者送迎などによる現地集合、公共交通機関等が続いていきます。ただし、マイクロバス、白ナンバーの利用が 2 件ありました。

4 の運転手に関して、3 で貸切バス、マイクロバス、緑ナンバーを回答した全てで、バス事業者の運転手によるものでした。一方、3 のマイクロバス、白ナンバーを利用したと回答したところに関しては、保護者の運転によるものが 2 件ありました。現在、詳細を確認中であります。今後、この事例を学校への指導に反映できるようにしていきたいと思っております。

5 の顧問の同乗については、主顧問がほとんど同乗しておりました。その他、保護者代表の同乗、それから副顧問の同乗がありましたが、必ず大人が同乗しているということが確認できました。

6 のシートベルト着用の指導は、約 9 割強にとどまっており、さらなる徹底が必要です。

7 の契約内容の確認についてです。保険の適用を含む契約内容を管理職等と複数で確認した学校は約 7 割であり、改善の余地があることが分かりました。

調査 1 は以上となりますが、現時点での評価が「定着」とか「ほぼ定着」とあったとしても、再度徹底できるよう、市教委としても安全確保に努めてまいります。

次に、裏面をご覧ください。

調査 2 部活動以外になりますけれども、「校外活動の移動手段等」についてご報告いたします。

1 の実施した校外学習等の種類は以下にある通りです。パーセンテージ等は、ここには掲載しておりません。

2 の計画の検討、そして 3 の連絡体制の共有については、ほぼ実施されていきました。

4 の移動手段ですが、貸切バスが最も多く、次いで公共交通機関、スクールバス等がありました。

5 の保険の確認について、貸切バス利用時の保険適用確認を複数名で行

った学校は7割です。一方で、2割強が確認しないことがあった、1割弱が確認しなかったと回答しており、改善が必要です。

6の教職員の同乗ですが、全て実施されておりました。

最後に、調査 3「学校の危機管理マニュアル等」についてです。これは全学校園における管理体制の現状を改めて確認する目的で実施しました。そこにある1、2については、国の法令に基づいて作成が義務付けられているものです。2の「学校危機管理マニュアル」に関しては、作成していない学校がいくつかありました。確実に作成して活用するよう指導してまいりたいと思っております。

また、移動の安全確保に関わる内容も含め、学校の危機管理マニュアルの内容を見直し、より必要な項目が適切に網羅されるものに刷新していく予定であります。

以上、学校に対して行った調査結果を報告させていただきました。

次に、もう1枚の資料、地域クラブ活動における大会等の移動手段の実態についてです。

対象は新潟市団体リスト掲載地域クラブ約430団体です。

回答数は6月18日の時点で277団体でした。

調査結果の概要を説明いたします。1通常活動における移動手段の把握についてです。こちらは、通常の活動場所への移動手段の把握は安全確保の基本となると考え質問しました。ほぼ全ての地域クラブが、児童生徒の活動場所への移動手段を把握していることが分かりました。

2自転車運転の安全指導についてです。児童生徒が自転車を利用している地域クラブのうち、25%のクラブが自転車の安全指導を行っていない状況が見られました。自転車は手軽で便利な移動手段ではありますが、ヘルメットの着用も含め、地域クラブが児童生徒に安全指導を徹底することが重要であると考えております。

3大会等の移動の安全管理についてです。引率計画を作成し、保護者との共有、それからシートベルトの着用指導、貸切バス等に引率者等が同乗していることについては、ご覧のパーセントでした。地域クラブが集団として移動する際に、特に貸切バス等で移動する際、この3つの項目については確実な実施が理想的であると考えております。また、事故発生時の緊急連絡体制や対応方法を毎回共有した、と回答したクラブは69%にとどまりました。連絡体制が確立されていないことも考えられます。緊急連絡体制や、対応方法の具体例を地域クラブに示していきたいと考えております。

4保険・契約確認です。貸切バス等を使用する際の、事前の保険の適用や契約内容を複数で確認したかの状況ですが、毎回確認したと回答したクラブは56%でした。複数での確認としたため、確認なしの割合が高くなっているかもしれませんが、複数で確認することにより、事故発生リスクを下げることは可能になると考えております。

5地域クラブが集団として移動する際の交通手段についてです。圧倒的に

多かったのが、保護者の自家用車での乗り合わせで 61%でした。地域クラブの移動手段は、保護者による送迎に大きく依存していることが明らかになりました。運転者の安全管理や、保険加入状況、緊急対応などの事前確認が一層重要となってきます。

今回の調査で、普段の自転車利用への安全指導、緊急体制の確立、貸切バス等を利用する際の複数人での確認や、その内容の明確化が必要であることが確認できました。また、回答の中にはどのようなことを確認すれば良いのかが分からないという回答もありました。

子どもたちの安全確保に意識がある一方、その内容や方法について、教育委員会が地域クラブに手立てを講じる必要があります。例えば、チェックリスト等を提示し、確認する内容を明示する等を検討しております。この機会に、地域クラブにおいて、子どもたちが生き生きと活動が続けられるよう、児童生徒の安全確保に向けて取り組んでまいりたいと思います。報告は以上です。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

○高橋委員

高橋です。顧問の同乗、それから教職員の同乗についてお伺いします。これは内規か何かあって、何をすべきなのか、乗っているだけでいいのか、今回みたいな運転手の行動を止めるべきことをするのか、何か同乗する役割というのが決められているのですか。

○学校支援課長

明示されてはいませんが、シートベルトの着用であったり、万が一交通事故等が起きた時に、子どもたちへの対応、避難であったり、あるいは、必要な救急車を呼ぶとか、そういったことが考えられます。

○高橋委員

今までは、例えばマイクロバス等の後ろに、顧問の先生が例えば緊急時にやはり車で移動しないといけないので、後ろから車でついていくようなことがあったのですが、どうしても乗らないといけないというような義務感なのでしょうか。

○学校支援課長

はい、おっしゃる通りです。教職員がバス等を利用して移動する場合には、教職員あるいは責任ある大人がバスに同乗するということが基本かと考えております。ただし、例えば主顧問は道具の搬送があるので、自分の車でバスの後ろあるいは前で別に移動することはありますが、副顧問であったり、他の必要な職員がバスに同乗するということが適切かと考えます。

○高橋委員

すみません。追加で、今回の場合は運転手の行動がちょっとおかしいということが事前に分かっただけなのですが、その時に例えば乗っていた教職員がブレーキをかけるなり、ハンドルを持ってそういう対応をするべきことも考えないといけないのでしょうか。

○学校支援課長

状況に応じてということになると思います。その時々教職員の判断になるかと思えます。

○高橋委員

そうするとすごく負担が大きくなると思うのですけれども。

○石坂委員

多分今まで顧問が乗ってきたというのは、生徒管理にかかる部分で、騒がしいとか、いろいろな場面が想定されますけれども、そういう子どもたちへの対応が主な仕事で、今、高橋委員がおっしゃるような、緊急事態に対応するような

役割ということは、あまり求められてこなかったのではないかと考えます。

○高橋委員

そうすると、今回みたいなことは、万が一乗っていたとしても仕方ないということで、教職員には負担が大きくなるような感じがしてならないのですが、やるべきなのか、やらなくてもいいのかということで、やらなかったらその先生が保護者に責められるようなことがあってはならないと思うのです。同乗したからといって、教職員には負担が大きいと思うのですけれども、それであれば、例えば本来ならば、長距離バスは普通運転手さんが2人いるのですよね。1人が例えば脳卒中を起こした場合とか、居眠り運転しないように、ただしそうするとそれなりの費用もかかると思います。そこまで考えないといけない時代なのかなということも考えて、先生方の就労関係を教育委員会の中でやっているのに、ここに100%乗せるということになると、何回も同じことを申しますが、ちょっと負担が大きくなるような感じがして申し訳ないと思います。以上です。

○神林委員

聞き及んだところでですが、違うかもしれませんが、子どもたちが乗っているバスに必ず誰か大人が乗る、そしてもう1台は緊急事態があった時に、連絡したりするための車で1人大人がつく、それが今までは教職員だったはずですが、そうでない場合もそういう2人の体制でやるということが前提にあったと聞き及んでいたのですけれども、それは違うのですね。

○学校支援課長

はい、私はその認識はなかったです。これまでの学校の様子を見て、2台で行くというようなところはないです。繰り返しになりますが、バス等で移動する場合には、やはり石坂委員がおっしゃったように、生徒管理の部分、それから事故に遭った時の対応という部分で、バスに同乗するということは徹底されていると思いますし、今回の調査でもそれは明らかになったのかなというふうに思います。

○神林委員

これから地域移行になった場合に、1人の人に全部の対応を任せるというのは荷が重いような気がします。高橋委員のおっしゃるように、荷が重いかなと思うのですけれども、地域移行になったらどうしたらいいのでしょうか。

○学校支援課長

その辺、今回の調査を受けて、私たちもやはり子どもたちの安全確保が第1ですので、地域クラブの方々が運用しやすいようなチェックリストであったり、注意喚起だったり、考え方や方針をお伝えするところです。あとは実施主体にも個々の事情等がありますので、各実施主体の判断によって運営されるものと思っています。

○神林委員

お願いいたします。

○教育長

ほかにはいかがでしょうか。

○渡部委員

通常活動における移動手段の把握の箇所で、把握している、概ね把握しているが99%なのですが、これの内訳は分かりますか。

○学校支援課長

冒頭申し上げましたが、430団体のうち、300弱が回答しております。「把握している」が、222件で80.1%、「概ね把握している」が52件で18.8%です。

○渡部委員

その中の、自家用車、バス、自転車の比率、もしくは徒歩の比率というのは調査をされていないですか。

- 学校支援課長 自転車は確認をしております。
- 渡部委員 ちなみにどのぐらいの数ですか。
- 学校支援課長 自転車ですか。自転車を利用していることも全くいないというのが 46.9%、約半数です。それ以外は少なからず自転車を利用していることもたちが所属していると。一応 5 人刻みでこちらの方、数字は把握しております。
- 渡部委員 分かりました。大きく分けると、大会の時の移動時と、通常活動の時の移動というのがあると思うのですが、今回高速道路の事故があったのは大会の移動だったと思うのですけれども、圧倒的に日数として多いのは通常活動なので、こちらの方でも例えば、自転車で移動する生徒にはこういう注意喚起を送るとか、自家用車の方、保護者にこういう注意喚起を送るというのはちょっと分けて、通常活動時における移動手段でも注意喚起をそれぞれ強化していただきたいというふうに思います。
- 学校支援課長 そういうところで検討しております。
- 教育長 ほかにいかがでしょうか。
- 小見委員 今ほどの地域クラブ活動のことですが、回答数は全体で 277 団体、このうち調査概要を見ますと、5 の集団としての移動手段、これに対する回答が 143 という数字が記載されておりますが、概ね 277 のうちの約半分ほどしか回答していないのですけれども、この理解としては、その集団としての移動が発生していないという理解でよろしいのでしょうか。
- 学校支援課長 はい、私たちもそう認識しております。
- 小見委員 分かりました。今後おそらく、今地域リストの中で 430 団体いますが、さらに増えていくといった時に、どれだけの団体で実際そういった集団移動が発生していくのかという、ある程度数字的な把握を今後しておく必要があるかと思えますし、それに対して市として何らかのガイドライン、教育委員会としてのガイドライン的なものを、どういうふうに通知していくかという辺り、これから大事なところだと思いますのでよろしく願いいたします。
- 学校支援課長 はい、分かりました。
- 教育長 ほかにいかがでしょうか。
- 池主委員 回答がなかった団体には督促はしたのでしょうか。例えば、期日までに回答がないということに対して、ないですよという督促をしたけど来なかったのか、それともその期日までに来なかったというもののなかを教えていただければと思います。
- 学校支援課長 まず、この 277 以外にもパラパラと遅れて回答は来ておりますが、ちょっと集計が間に合いませんでした。督促はさせていただきました。
- 池主委員 それに対してパラパラ程度しか回答が届いていないということなのですね。返してこなかったのが何でなのかというところがやはり気になるところで、概ね把握しているというも、把握していないところが答えられないということで、返ってこない可能性もあるわけですね。
- 学校支援課長 はい、そうですね。この調査結果、数値だけを全てと捉えずいろいろな面から考えていきたいと思えます。ご指摘ありがとうございます。
- 池主委員 お願いいたします。

○教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次にまいりたいと思います。

次の、令和 9 年度使用教科用図書調査員の委嘱については、個人情報を含む案件であることから、さらに次の、学校適正配置の状況と今後の取組については、まだ学校名を公にする段階ではないことから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議いたします。

続きまして、日程第 3 次回日程について、教育総務課から説明をお願いします。

第3 次回日程

○教育総務課長 7 月につきましては、7 月 21 日(火)、時間は午前 10 時 30 分からは予定しています。

第4 公開終了

○教育長 以上で、公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。

(退席を確認)

第5 報告(非公開)

第6 定例会閉会

○教育長 これで定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

渡部 剛一郎

署名委員

高橋 誠一